

中小企業倒産防止共済金貸付請求に関する倒産した取引先事業者との取引実績表の記入例

<未回収売掛金残高の算定例>

$$\text{⑫ (3年3月末売掛金残高) 2,280千円} + \text{⑨ (6ヶ月間の売上高) 13,500千円} - \text{⑩ (現金回収額) 2,650千円} - \text{⑪ (手形回収額) 11,230千円} = \text{④ (未回収売掛金残高) 1,900千円}$$

委託団体扱い：請求者→委託団体→機構
代理店扱い：請求者→取扱店→機構

中 中小企業倒産防止共済金貸付請求に関する倒産した取引先事業者との取引実績表 [機構行]

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿

共済契約者番号 A 0 0 0 0 0 0 0 0 記入日 令和 3 年 10 月 1 日

事業所の名称 **株式会社 経営セーフティ共済**

代表者役職名および氏名または個人事業主名 **共済 太郎**

1.倒産した取引先事業者について

(1) 事業所の所在地 **東京都〇〇区△△ ××丁目××番××号**

(2) 事業所の名称 **〇〇船舶 株式会社**

(3) 代表者役職名および氏名または個人事業主名 **代表取締役 〇〇太郎**

(4) 業 種 **船舶用シリンダー製造**

2.倒産した取引先事業者との取引内容(販売品目等)について
(具体的に (例) 建設資材 (砂利、コンクリート) の販売)

船舶用シリンダー部品の販売

3.取引先事業者の倒産の態様が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立の場合について

(1) 申立地方裁判所名 **東京地方裁判所** (支部に申立の場合は支部名まで記入してください。)

(2) 申立事件番号 **令和3年(フ)△△△号**

(3) 申立受理年月日 **令和3年9月2日**

(注1) 取引先事業者の倒産の態様が破産手続開始等の申立の場合に記入してください。
(注2) 申立事件番号については倒産した取引先事業者または申立人等から確認することができます。

<備考>

4.取引先事業者の倒産発生前6か月間の取引状況について
倒産発生前の6か月間に倒産した取引先事業者との取引がない場合は、当該取引実績表を2枚用い、1枚には倒産発生前の6か月間の月間総売上高欄のみに記入し、他の1枚には倒産した取引先事業者との最終取引月を含めた、前6か月間の取引状況を記入してください。

- 取引状況の記入方法について
- 年月欄には、取引先事業者の倒産発生前6か月間の年月を記入してください。
 - 共済契約者の月間総売上高欄には、全ての取引先事業者(倒産した取引先事業者を含む)に対する総売上高を記入してください。
 - 月間売上高欄には、倒産した取引先事業者に対する売上高を記入してください。
 - 手形回収額については、売上代金の内、手形で受領した額を記入してください。

①～⑧は別紙「中小企業倒産防止共済金貸付請求書」(様式中 301)へ転記ください。

年 月	共済契約者の月間総売上高	倒産した事業者との取引状況				倒産発生前6か月時点の残高	
		月間売上高(売上戻△)	現金(値引・相殺)	受取手形	売掛金	受取手形	
3年3月					⑫ 2,280千円	8,500千円	
年4月	21,500千円	2,350千円	400千円	1,880千円			
年5月	20,000千円	2,500千円	450千円	1,900千円	1,550		
年6月	21,000千円	2,050千円	500千円	2,000千円			
年7月	19,000千円	2,500千円	450千円	1,600千円			
年8月	19,500千円	2,200千円	500千円	2,000千円			
年9月	22,500千円	1,900千円	350千円	1,850千円			
6か月合計	123,500千円	⑨ 13,500千円	⑩ 2,650千円	⑪ 11,230千円			
月平均(6か月合計を6で除してください)	① 20,583千円	② 2,250千円	③ 442千円	④ 1,872千円			
前渡金返還請求権の額			④ 0千円		毎月末日×翌20日回収		
未回収売掛金残高(⑫+⑨-⑩-⑪)			⑤ 1,900千円		現金比率	約20%	
未決済手形の合計金額			⑥ 9,000千円		受取手形比率	約80%	
売掛金債権等の合計(④+⑤+⑥)			⑦ 10,900千円		受取手形期間(振出日から支払日までの期間)	120日	
控除可能額			千円				
回収困難額			⑧ 8,580千円				

*1 未決済手形の残高のなかに、期日書替えによる手形(ジャンプ手形)が含まれている場合は、書替えの経緯を、以下の例のように、別紙(様式は問いません)にまとめて記入し、ご提出ください。

(例) R3.4.1に受け取った手形の場合
1,000,000円(支払期日R3.7.1) → R3.6.20ジャンプ → 1,000,000円(支払期日R3.10.1)

*2 ⑦売掛金債権等の合計額から次に掲げるものの額を控除して得られる額が⑧回収困難額となります。
(ア) 倒産した取引先以外の者が支払人である等、貸付請求者が手形法上の訴求権を行使できる者が複数ある手形の合計額。ただし、当該者がすべて倒産している場合は、控除する必要はありません。
(イ) 倒産した取引先事業者に対する支払債務。
(ウ) 上記売掛金債権等の合計額のうち、一部回収できた場合は、その回収できた額。

*3 取引期間が1年以上であり、取引依存度が20%以上の主要取引先が倒産した場合は、回収が困難となった売掛金債権等の額に一定の額を加算することができます。詳しくは機構もしくは貸付請求の登録取扱機関(委託団体・代理店)にお問い合わせください。

倒産した取引先事業者について記入してください。

取引先の事業者倒産の態様が法的申立の場合には、記載された内容に基づき、機構は当該地方裁判所に文書で照会し確認するため正確に記入してください。
※「私的整理」の場合は記入する必要はありません。

得意先に対する売上帳及び手形期日帳を確認のうえ記入して下さい。

未決済手形分は確認できるように太枠で囲んでください。

様式 337-1